

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

第29回理事会 議事要旨

1 決議があったものとみなされた日

2025年9月30日（火）

2 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号提案 財務委員会の委員の選任

財務委員会の委員の選任について、財務委員会設置要綱第3条第1項の規定により所属団体の代表者の交代に伴う経済団体等からの推薦があったので、定款第37条第3項の規定により選任すること。

第2号提案 理事会運営規程の改訂

第12回社員総会で議決した定款の変更に伴い、「理事会運営規程」について、参照条番号の変更が生じるため、同規程第16条に基づき、資料2のとおり改訂すること。

第3号提案 理事の利益相反取引の承認

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第84条第1項第2号及び第92条第1項に基づき、当協会の理事である和田新也氏が代表取締役を務める箱根植木株式会社と契約を締結したこと。

3 議事の経過及び結果

2025年9月19日、事務総長・代表理事の河村 正人が理事及び監事の全員に対して、第29回理事会の決議の目的である事項について提案した。

第29回理事会の決議の目的である提案につき、第1号提案及び第2号提案については理事の全員から、第3号提案については特別利害関係人を除く理事の全員から、それぞれ書面により同意の意思表示を得た。

また、第29回理事会の決議の目的であるすべての提案につき、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得た。

このため、一般法人法第96条（定款 第34条第2項）に基づき、理事会の決議の省略の方法により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。